

## ○研究倫理及び不正防止に関するコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

令和3年10月13日制定  
最終改正 令和8年4月1日  
研究倫理・公的研究費適正化委員会

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）及び「拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程」に基づき、次のとおりコンプライアンス教育・啓発活動を実施する。

### 1. コンプライアンス教育

- (1) 目的：研究費等の不正防止対策の理解の促進を目的とする。
- (2) 対象：研究活動、研究費業務に従事する全ての構成員
- (3) 実施方法・頻度
  - ① 研究倫理教育コンテンツによる学習  
（次のいずれかの教材を定期的に受講。有効期限は受講年度を含む5ヵ年間とする。新規着任時は必須）
    - ア. 独立行政法人日本学術振興会 研究倫理eラーニングコース（eL CoRE）
    - イ. 一般財団法人公正研究推進協会 e-ラーニングプログラム（eAPRIN）
  - ② コンプライアンスに関する研修（講演会・説明会を含む）  
※年1回程度開催、研究活動・研究費業務に従事する教職員の参加必修  
※受講状況及び理解度の把握（出欠確認・アンケートの実施等）
  - ③ 科学研究費説明会  
※年1回開催、科研費申請予定者等
  - ④ 誓約書の提出：研究活動、研究費業務に従事する教職員対象
- (4) 実施内容（文部科学省が示す主な例）
  - ① コンプライアンスの基本的理解：本学の行動規範（理念、背景、考え方等）、本学の不正防止の取組（相談窓口、告発制度、モニタリングの観点、懲戒制度等）
  - ② 研究費使用ルールを理解：自身の権限や責任、各研究費制度のルール、本学の研究費使用ルール、不正使用事例とペナルティ
  - ③ 事例を踏まえたディスカッション：具体的な不正使用事例の分析、自機関におけるリスクと対策の検討

### 2. 啓発活動

- (1) 目的：不正を起こさせない組織風土を形成することを目的とする。
- (2) 対象：全ての構成員（役員、教職員）  
競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生
- (3) 実施方法  
大学教学会議及び各学部教授会の場合や学内イントラネット（desknet's, Takudai Portal）を活用し、次の実施内容をテーマとした意識啓発、情報の周知・認識の共有を図る。
- (4) 実施頻度  
※四半期に1回程度実施する。
- (5) 実施内容（文部科学省が示す主な例）
  - ①意識啓発：定例会議等の場で、最高管理責任者の不正防止のビジョンを周知・リスクマネジメント（抽出・分析・評価・対策）を通じた危機意識の醸成、「コンプライアンス推進月間」等の実施
  - ②情報の周知・認識の共有：不正防止計画に基づく取組内容の周知、相談窓口・告発

制度の周知、内部監査結果の周知と認識の共有、不正使用事例の周知と認識の共有  
③意識調査の実施・活用：公的研究費の使用に関する意識調査の実施、PDCAサイクルに活用するための分析、分析した意識調査結果のフィードバック